



〒614-8011 京都府八幡市八幡垣内山 47
Tel 075-981-2496 / fax 075-981-5896

はじめに

この号の内容

- 1 はじめに
- 2-4 農業振興 質問
- 5-6 農業振興 答弁
- 7 農業振興 要望
- 8 お茶の京都推進観光開発
質問&答弁

おはようございます。

八幡みらいクラブの鷹野雅生です。
本日最後の一般質問となります。大変お疲れのこととは思いますが、
しばらくの間、おつき合いよろしく願いいたします。

2月23日には堀口八幡市長が初登庁され2期目の出発をされました。
あの朝、私も会場に参列させていただきまして、職員を初め大勢の皆さん
がにこやかに迎える中、市長は2期目の課題に向かうぞという緊張された
お顔をなされて、感服いたしました。お喜び申し上げます。

さて、1期目は、市民協働のまちづくり、市民一人ひとりが輝くまちづくり
をスローガンのもとに出発されました。新名神高速道路の凍結解除もあり
ました。
京都府初の認定こども園や子育て支援、教育の充実、健康づくり、安心・
安全なまちづくりに取り組んでこられました。また、京都府南部の集中豪雨
もありました。1期目の取り組みを踏まえて、2期目はこれまでの成果を生
かしながら取り組んでいただきたいと思います。

3月2日に早速、所信表明をなされました。
所信表明の中で、私が日ごろ提案、要望していることについても積極的に
取り上げていただき、うれしく拝聴しました。
これから地方創生という課題もありますので、市民との協働は大きな目標
になると思います。

各部署の連携も大事になると思います。

喜ばしいことといえば、本年2月9日に石清水八幡宮が国宝に指定され
ました。来年度には新名神高速道路の城陽・八幡間が開通します。さら
に、三川合流部のサービスセンターも開設します。流れ橋も完成します。3
月27日には開通式が行われます。また、流れ橋周辺に広がる
浜茶の景観は、日本遺産に認定されました。国、京都府、市議会と力を合
わせて、この4年間、しっかり地域創生に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

"GASHINとは"

GASHINの心は鷹野雅生
の雅を使い、私のいち早い
お知らせの「信」であり
「真」を述べ、私の「心」を
語らせていただきたいと思います。
願っております。

農地最適化推進活動

昨年、農業委員会等に関する法律の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が成立し、この4月からいよいよ施行されます。

施行後、農業委員会の業務や組織は、これまで経験したことがないくらい大幅に変わることになります。

施行後の法律で、農業委員会は農地の売買や貸借、貸し借りの許可等、これまでの業務に加え、遊休農地の解消や担い手の農地集積など、農地利用の最適化が重点業務となります。また、農業委員は、これまでの公選制ではなく、市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更されます。さらに、現場活動を推進するため、みずからの担当区域において、農地利用の最適化を行う農地利用最適化推進委員を新設することとされています。

この農地利用最適化推進委員が置かれるのは来年の1月からになります。

農業委員会の重点業務である農地利用の最適化推進活動は、この4月からスタートを切らなければなりません。そういう意味では、まさに平成28年度は新しい制度に向けての取り組みの場になるかと思えます。

そこで、これに関する質問を3点させていただきます。

質問

①農地利用の最適化について

⇒八幡市における農地利用の最適化とはどういう状態を示すのか、具体的にお聞かせください。

②行政としての応援の検討について

⇒合議体として意思決定行為をする農業委員と、現場活動を推進する農地利用最適化推進委員それぞれが有機的につながり、力を発揮できるよう、行政として応援をしていく必要があります。現在、調査や検討段階と思いますが、どのような視点で検討されているのか、お聞かせください。

③農業委員と農地利用最適化推進委員の選出について

⇒農業委員については、原則過半数は認定農業者、女性、青年の登用など、方向が示されていますが、地域の様子や実情をよく知った人物が偏ることなく選出されることが必要と思われます。選出に関する構想をお聞かせ願います。

日本の農業が抱えるさまざまな問題を踏まえ、今回の法改正により、認定農業者や若い世代、女性の登用など、幅広い農業委員や農地利用最適化推進委員による今の時代にふさわしい活動を期待していると見ています。

八幡市としてさらに充実したバックアップ体制を要望させていただきますので、対応をお願いいたします。

農業の担い手対策

次に、農業の担い手対策について質問させていただきます。

八幡市の耕地面積は 506 ヘクタール、内訳は、田耕地、田んぼが 410 ヘクタール、畑耕地、畑が 96 ヘクタール、その中で、圃場整備された面積は 300 ヘクタールです。これまでは、ナス、白菜など露地野菜をつくってきましたが、ここ 10 年で施設園芸が増加しています。その中の一組織である八幡市野菜の会は、平成 20 年に 6 人で発足し、現在、会員は 14 人にふえています。

若く活力ある担い手が集まり組織が大きくなることは、素晴らしいことだと思います。一つのモデル事例として、楽しくやりがいがあり、もうかる農業になっているのだと思います。八幡市野菜の会等の活動は、後に続く農家の後継者や、新たに農業を志す新規農業者に波及していかなければいけないと思います。

農業には、生産を支える水路の掃除や草刈りなど、地域を挙げて行うさまざまな管理部分があり、地域のルールがあります。

そういった意味でも、農業委員会や地域の農家組合の役割は重要です。

一方、八幡市の耕地全てが野菜づくりに適してはいません。

どうしてもお米をつくらざるを得ない農地があります。

米価が低迷する中、何とか機械が動く間はやれますが、それが壊れたとき、果たして新しい機械を買ってまで米づくりをするのか心配になります。

そこで 2 点質問させていただきます。

質問

①農家組織へのさらなる支援策について

⇒京都府内でも、八幡市のようにこれだけ活気がある地域は余りありません。八幡市野菜の会等、若い担い手が集まる農家組織へさらなる支援策を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか

②生産農家の状況・支援について

⇒耕地保全の意味からも米づくりは不可欠です。米価低迷の中、こだわり米について、価格助成や学校給食への供給など、既に支援策を講じていただいています。JA 京都やましろでは、こだわり米生産から、さらに高品質である特別栽培米生産への移行を進められていますが、平成 28 年の本市の特別栽培米の生産農家件数、生産見込み数量を把握されていれば教えてください。また、支援についての考えをお聞かせください。

浜茶の振興

最後に、八幡市の浜茶の振興についてです。

八幡市では、浜茶と呼ばれる茶園が流れ橋と呼応し見事な景観を示すことから、日本遺産に認定されています。

浜茶で生産された茶は、高級宇治抹茶の原料として高く評価され、名声を博してきました。茶園は景観的価値を伴った生産の場という多様な役割を担っており、その美しさをしっかりと維持していかなければなりません。

しかし、茶の価格、特に高級茶の価格は低迷しています。

去年は比較的堅調でしたが、長期的には右肩下がりです。

さらに、肥料費など生産を支えるコストは増加しており、持続的な再生産に対する不安が生じています。

このままでは景観を維持することにも影響が予想されます。

八幡市の財産であり、特徴を示すことができるすばらしい景観維持を、茶生産者だけに任せるのではなく、行政としても支援し、本市の産業振興や観光振興に結びつききっかけになればと考えます。

京都府で実施されるお茶の京都と有機的な結びつきを強め、価値を高める活動を推進していくべきと考えます。

そこで2点質問させていただきます。

質問

①浜茶の景観維持について

⇒浜茶の景観維持に対する市の考え方や、支援策があればお聞かせください。

②お茶の京都 推進活動について

⇒お茶の京都を推進する活動について、これまでから京都府や業界団体等と連携されていると思いますが、ターゲットイヤーである平成 29 年に向けた取り組みをお聞かせください。

農業振興 答弁

答弁

農地最適化推進活動

①農地利用の最適化について

⇒平成 28 年4月1日から施行されます農業委員会等に関する法律第6条第2項に、農地利用の最適化の推進が新設されております。
具体的には、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進をよりよく果たせるようにすることではございますが、これは従来から農業委員会で行われてきた業務を明記されたものでございます

②行政としての応援の検討について

⇒農業委員と農地利用最適化推進委員の業務についてでございますが、農業委員は農地法によります農地の権利移動や転用等に係る審査等の業務があり、農地利用最適化推進委員は同法第 17 条の規定により新設されたものであり、定められた担当地区で農地利用最適化の推進業務を行うものとなっております。
それぞれが農地法に基づき有機的につながるよう、市としてサポートしてまいりたいと考えております。

③農業委員と農地利用最適化推進委員の選出について

⇒選出につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定により、農業委員会の定数は農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっております。
農業委員会の委員の定数の基準につきましては、同法施行令第5条の規定により定数が定められます。
農地利用最適化推進委員につきましては、同法第 17 条の規定により、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと明記されております。
以上の関係法令に基づき、八幡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を制定しなければなりません。制定後において、地域割、認定農業者の過半や女性委員の確保等を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

答弁

農業の担い手対策

①農家組織へのさらなる支援策について

⇒農家組織への支援策につきましては、これまでから八幡市産であることを明記した出荷袋の製作に要した経費への助成を行っております。

また、京都府事業の京野菜生産加速化事業を活用して、パイプハウスや農業用機械の導入について、京都府と協調して支援してまいりました。

さらに、JA京都やましろに労災保険の農家特別加入制度の新設を要請し、平成 27 年度から、同制度の発足に合わせ保険料の2分の1を支援する補助制度を創設するなど、農家の応援をしてまいりました。

今後も農家組織の意見を聞きながら、支援できるものがあるか検討してまいりたいと考えております。

②生産農家の状況・支援について

⇒JA京都やましろによりますと、本市で平成 28 年産から特別栽培米に取り組む生産農家数は5戸、生産見込み数量は1袋 30 キロ当たりで計 1,300 袋と伺っております。

今後の米支援につきましては、市といたしましても安全・安心でおいしく、売れる米づくりを推奨するため、価格のよい特別栽培米につきましても、こだわり米同様に支援してまいりたいと考えており、平成 28 年度当初予算案に計上させていただいているところでございます。

浜茶の振興

①浜茶の景観維持について

⇒流れ橋周辺に広がる浜茶の景観は、平成 27 年1月に京都府景観資産に登録され、平成 27 年4月には日本遺産に認定されました。

流れ橋と浜茶が一体となる景観を維持するためには、将来にわたり茶農家が高品質のお茶の生産を続けていただくことが不可欠でございますので、担い手の育成とともに環境整備に係る支援をしてまいりたいと考えております。

今年度は、景観保全と本市のお茶の品質向上のため、京都府の茶業振興対策事業を活用し、岩田、上津屋、野尻地区の茶畑 80.5 アールの経年劣化した寒冷紗の更新に支援をさせていただいたところでございます。

②お茶の京都 推進活動について

⇒本市においては国宝石清水八幡宮、松花堂、四季彩館を、お茶をテーマにした戦略的な交流拠点とし、多くの人々が訪れ経済的な波及効果を生む仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

ターゲットイヤーであります平成 29 年に向けて、石清水八幡宮、松花堂、四季彩館等を生かした茶会の開催などのお茶の京都普及啓発事業や、サイクリングターミナルの設置及びサイクリングマップの作成等、広域サイクリング観光事業などに取り組んでまいりたいと考えております。

農業振興 要望

要望

農地最適化推進活動

まず、農地利用の最適化については、今回の法改正は最適化がキーワードになると思います。日本の農業が抱えるさまざまな問題を踏まえて、今回の法改正によって、認定農業者や若い世代、女性の登用など、幅広い農業委員や農地利用最適化推進委員による今の時代にふさわしい活動を期待していると見ています。

具体的な活動内容はまだ示されていませんが、農地利用最適化推進委員という新しい組織をつくり、そこが農地利用に関する活動を行うとしています。

改正で組織や権限を見直せばその現状が劇的に変わるという保証もありませんが、八幡市に置きかえた場合、どんな姿になるか、農業委員と農地利用最適化推進委員との関係や、それぞれの委員の姿はどのようになるのか、いろいろとこれから研究していかなければいけないと思っています。情報キャッチの下準備が必要です。

そういう意味では、関係者で話し合いを重ね、まとめていくことが大切だと思っています。

農地利用の最適化に向けて、八幡市としてもさらに担い手が力を発揮できるような応援をしていただけますように、よろしくお願いいたします。要望とさせていただきます。

農業の担い手対策

農家組織の支援策については、八幡市野菜の会と若い担い手が集まる農家組織への行政としての支援をさらに充実していただけるよう検討していただきますように、よろしくお願いいたします。京都府内でもこれだけ活気のある地域は余りありません。

制約はあると思いますが、思い切った支援を検討してください。そうすることで、第2、第3の八幡市野菜の会のような組織が発足し、地域との友好な関係のもと、さらに活気が生まれてくると思います。

浜茶の振興

次に、浜茶の景観維持につきまして要望させていただきます。

八幡市の貴重な財産である美しい浜茶の景観を、市民の皆様だけでなく国内外のもっと多くの方に知ってもらい、末永く保全していくことが、市長が考える本市の目指す姿にマッチしていると思います。私も賛同者の一人として、実現に向け、ともに考えていこうと思います。

一方で、今この景観が難問に直面しつつあることを市長はご存じでしょうか。

それは護岸の侵食です。確定的な原因は明らかではありませんが、以前と比較して護岸が大きくえぐられています。

また、これに関し、侵食を食いとめてほしいという強い要望を上津屋地区の住民の方々から聞いています。河川管理にまつわることであり、国・府・市が協力していかなくてはなりません。

また、土木や経済など関係部署は多岐にわたり、どこが中心になって推進するか等、案件は多々あります。しかし、このまま手をこまねいてよいのでしょうか。貴重な景観がこのままの形でなくなってしまうから手を打つのでは遅いのではないのでしょうか。

関係者が共通認識を持ち、市役所として関係機関に働きかけていく姿勢こそ、市長がふれあい日記で記載された「土壌は私たちのいわば土台です」の言葉と、「この八幡のよさを将来にわたって伝えていかなければなりません」につながると思います。

浜茶の景観を大切に作る点からも、国、京都府と連携を密にした護岸保全に向け、まず市役所内で共通の認識、課題となるように、理事者として先頭に立って推進いただくことを要望いたします。

お茶の京都推進 観光開発

質問

最後に、お茶の京都を推進している活動の一環として、石清水八幡宮を含めた八幡市の観光開発について再質問させていただきます。

最初に申しましたように、今年度、石清水八幡宮の国宝昇格、来年度には新名神高速道路の城陽・八幡間が開通、三川合流部のサービスセンター開設、流れ橋の開通、八幡市の浜茶の景観が日本遺産に認定、お茶の京都ターゲットイヤーもそうです。

いずれもプラスの明るい情報です。うまくつなげていけば相乗効果を生むと思います。

国宝認定された石清水八幡宮や、松花堂など、価値ある財産が八幡市にはたくさんあります。宝をしまい込むのではなく、生かすために、行政としての持続的な支援が必要です。

市長は3月2日の所信表明の中でも、観光開発についてまずは観光都市へチャレンジしていきたいと熱心に語ってくれました。

観光開発にこれまで以上の積極的な姿勢だと拝聴しました。

八幡市の観光開発は今こそ飛躍的な展開を図るべきだと考えています。

市長のお考えをお聞かせください。

答弁

お茶の京都に係りまして、観光都市へのチャレンジということで、どのようなことを考えているのかということでございますけれども、先日、私も観光アドバイザーの方にお話を伺ってまいりました。

この方は一種の観光業者のエージェントでもあり、先ほどアンケート調査の結果のご紹介がございましたように、八幡市に関東圏の比較的高齢者の方を1,000人オーダーでかなり送り込んでいますよ。とおっしゃっていました。

その際見たときには、やはり観光バスが不足している。2台ぐらい行けば、今、八幡市の施設的にはそれ以上の対応はできていない。

さらには地域商業の振興というところになれば、トイレも整備し、休憩の10分から20分間でどのような形で消費してもらうのかという土産物もきっちり開発しないとイケませんよとの話でした。

石清水八幡宮が国宝になったので、早急に対応をしないと、観光業者は逃げていきますよとアドバイスいただいたところでございまして、そういう意味では、観光都市でチャレンジするとともに、先ほどお答え申し上げましたように、個人客からバス等の団体客への対応も含めて総合的に考えていかなければならない。そして、その方もおっしゃっていましたけれども、石清水八幡宮が国宝になること自身は非常に追い風になると。これをきっちりつかんで、そして、議員ご指摘の高速道路網の充実ということもあわせて取り組む必要があると考えているところでございます。

その際ご指摘を受けたのは、一つは、石清水八幡宮を一つのキーといたしまして、やはり二つないし三つのルートを、八幡市もしくは市民の皆さん、業者の皆さんとともに開拓していく中でそれをつなげていかないと、八幡さんだけではちょっと厳しいですよということもご指摘いただきました。そういうことを後から聞いたわけではございますけれども、観光都市へのチャレンジの中でそのようなところ、それから、観光基本計画等で描いておりました物語観光のような今までの取り組みもあわせて、市の魅力を高める環境整備に頑張りたいと思いますので、またご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。